

# 兵庫県公報

平成28年8月2日 火曜日 第2820号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○平成28年度採石業務管理者試験の実施（工業振興課）	1
○土地改良区の設立認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	2
○土地改良区の定款の変更認可（同）	2
○漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（水産課）	3
○保安林の指定解除（豊かな森づくり課）	3
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	3
○中播都市計画道路事業の認可（道路街路課）	4
○同上（同）	5
<b>公 告</b>	
○大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	5
○同上（同）	6
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	6
○同上（同）	7
○同上（同）	7
<b>企業庁管理規程</b>	
○企業庁宿舎管理規程の一部を改正する管理規程	7
<b>公安委員会規則</b>	
○交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則	8

## 公布された法令のあらまし

- 交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第11号）  
兵庫県葺合警察署吾妻交番の廃止及び兵庫県葺合警察署春日野交番の設置に伴い、交番の名称、位置を定めるとともに、交番の管轄区域について所要の整備を行うこととした。

## 告 示

### 兵庫県告示第706号

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13の規定により、平成28年度採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成28年8月2日

兵庫県知事 井戸敏三

- 試験日時  
平成28年10月14日（金）午前10時から正午まで
- 試験場所  
神戸市中央区下山手通4丁目16番3号  
兵庫県民会館 会議室1202
- 試験科目  
(1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）  
(2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項）
- 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書 1通

用紙は、兵庫県ホームページ ([http://web.pref.hyogo.lg.jp/ie07/ie07\\_000000002.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/ie07/ie07_000000002.html)) に掲載。または、兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課、県土整備部土木局砂防課及び各県民局・県民センター商工労政担当課・土木事務所・尼崎港管理事務所・姫路港管理事務所並びに姫路市役所家島事務所に於いて、ホームページからダウンロードしたものを配布する。

イ 写真 1枚

縦11センチメートル、横9センチメートルの手札形とし、出願前6ヶ月以内に撮影した正面上半身脱帽像で、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入したものとする。

ウ 返信用封筒 1枚

定形封筒（長形3号、120ミリメートル×235ミリメートル）に82円分の切手を貼り、宛先を明記したもの。

(2) 受付期間

平成28年9月1日（木）から同月16日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

なお、郵送の場合は簡易書留とし、平成28年9月16日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課ものづくり支援班

(4) 手数料

8,000円相当の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り付けること。  
なお、受験願書受付後の手数料は返還しない。

5 合格者の発表

平成28年11月4日（金）以降に試験の結果を書面で各受験者に通知するとともに、工業振興課前の廊下に掲示する。

6 受験についての問い合わせ先

兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課ものづくり支援班  
電話 (078) 341-7711 内線2245  
(078) 362-3334 (直通)



兵庫県告示第707号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第8条第1項の規定により、次の土地改良区の設立認可申請については、平成28年7月15日に適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して申し出ることができる。

平成28年8月2日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
あまじ区土地改良区	県営土地改良事業により造成された施設の維持管理事業	あまじ区地区	平成28年8月2日から 同 月22日まで	神 崎 郡 市 川 町 役 場



兵庫県告示第708号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

平成28年8月2日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	認可年月日
加陽土地改良区	平成28年 4 月20日
中佐土地改良区	平成28年 4 月20日
小多田土地改良区	平成28年 5 月 9 日
琴池土地改良区	平成28年 5 月16日
神戸市櫛谷中土地改良区	平成28年 5 月17日



**兵庫県告示第709号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

平成28年 8 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

加 入 区		同意成立年月日
区 域 名	区 分	
南淡区域	総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業	平成28年 7 月 8 日
	総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、主として底びき網を使用して営む漁業以外の漁業及び船びき網を使用して営む漁業以外の漁業	同
	網漁具を定置して営む漁業	同
家島区域	総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業	同



**兵庫県告示第710号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成28年 8 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
淡路市仮屋字中416の1・字南409の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅  
（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局洲本農林水産振興事務所及び淡路市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第711号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設

の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成28年8月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
和光純薬工業株式会社播磨工場  
赤穂市折方1543番地  
工場長 柏 木 健
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
和光純薬工場株式会社播磨工場  
赤穂市折方1543番地
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	46号ニ 廃ガス洗浄施設	
能	力	100m <sup>3</sup> /分	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後7日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	6～8	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	20,000	30,000以上
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	—	—
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—
	磷 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)		0	1.5

備考 汚水等は外部委託処理するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成28年8月2日から同月23日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び赤穂市市民部環境課



兵庫県告示第712号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成28年8月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
たつの市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
中播都市計画道路事業  
3. 4. 742号 駅前南線  
3. 4. 743号 山津屋原線
- 3 事業施行期間  
平成28年 8 月 2 日から平成33年 3 月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
たつの市揖保川町黍田字片又、字四町田及び字口入並びに山津屋字早瀬及び字平田地内
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第713号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第 1 項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。  
平成28年 8 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
たつの市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
中播都市計画道路事業  
3. 4. 740号 駅前北線
- 3 事業施行期間  
平成28年 8 月 2 日から平成33年 3 月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
たつの市揖保川町神戸北山字セクデン、字トモ及び字クロミドリ地内
  - (2) 使用の部分  
なし

**公 告**

**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成28年 8 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 （仮称）コーナン洲本 S C 店  
所在地 洲本市上内膳字舟川原404番 1 ほか
- 2 同法第 8 条第 1 項の規定により洲本市から聴取した意見の概要
  - (1) 交通渋滞についての対処や安全対策に関する事項  
車両出入口付近の安全対策や、交通渋滞についての対処など十分に留意すること。
  - (2) 地域雇用の確保に関する事項  
地元からの優先的な雇用を行うなど、地域雇用の確保に努めること。
  - (3) 事業系廃棄物の適正な処理に関する事項  
事業系廃棄物については処分場へ直接持ち込むか委託業者に委託して適正に処分すること。
  - (4) 特定施設の適切な配置に関する事項

特定施設を設置する場合は、設置後周辺住民と騒音トラブルのないよう適切な場所に設置すること。

(5) 排水路の維持管理に関する事項

雨水排水について、排水路の適正な維持管理等に努めること。

(6) 屋外広告物の適正な手続きに関する事項

屋外広告物については、適正に手続きすること。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成28年8月2日から1月間



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成28年8月2日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ安田店

所在地 加古川市尾上町安田480番ほか

2 同法第8条第1項の規定により加古川市から聴取した意見の概要

周辺生活環境の保全について

- (1) 騒音予測地点について、周辺見取図が現状に即していないため、現状に即した形で予測を行われたい。
- (2) 操業中は荷さばき音の低減、大型車のアイドリング音の防止等、周辺生活環境の保全に十分努められたい。苦情が発生した場合は、迅速に、かつ誠意をもって対応されたい。また、早朝における騒音の発生は苦情の原因となりやすいため、特に配慮されたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成28年8月2日から1月間



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第2項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年8月2日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

洲本市五色町鮎原中邑字福家529番、529番1、530番1、536番1、537番から540番まで、540番1、541番、542番、542番1、543番、552番、552番1、553番1、553番2、554番、554番1、582番1、586番、586番1、588番、592番、593番、1786番の一部、1790番、1791番

同 市五色町鮎原中邑字福家山544番、546番2、548番1、548番6、558番、560番1、561番、564番、564番1、569番、570番、572番、583番、584番、584番1、595番1の一部、595番4、595番6、595番7

同 市五色町鮎原中邑字福家上573番、573番1、574番から578番まで、579番1から579番4まで、580番、580番1、581番、582番、587番

同 市五色町鮎原中邑字福家東櫓536番、545番1から545番3まで、545番5、545番8、549番1、549番2、550番1、550番2、551番、555番から557番まで、557番1、557番2、594番、594番1

同 市五色町鮎原中邑字福家西櫓585番、585番1、589番、590番、590番1、591番

同 市五色町鮎原中邑字大夫谷563番、565番、565番1、566番、567番、567番1、567番2、568番、568

番 1

- 同 市五色町鮎原中邑字継木599番、1792番の一部、1793番2、1794番2
- 同 市五色町鮎原中邑字土取場571番、571番1、576番1、576番2
- 同 市五色町鮎原中邑字北山819番3の一部
- 同 市五色町鮎原上字片山833番1

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
大阪府東大阪市西石切町三丁目3番39号  
大昭和精機株式会社 代表取締役社長 仲 谷 穰 治
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成28年3月25日  
兵庫県指令淡路（洲土）（建）第1-4-2号（27洲本）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年8月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
小野市葉多町字道町257番1から257番3まで、257番6、261番1、262番1、262番2  
同 市下大部町字池町947番から949番まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
小野市本町254番地の1  
医療法人光邦会 理事長 依 藤 光 宏
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成28年7月7日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-13号（28小野）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年8月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加古郡稲美町国安字アレ垣内1016番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
姫路市余部区上余部259番地の1  
株式会社サンヨー住販 代表取締役 圓 尾 真 造
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成28年4月8日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-1号（28稲美）

**企 業 庁 管 理 規 程**

企業庁宿舍管理規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成28年8月2日

兵庫県公営企業管理者 石 井 孝 一

**兵庫県企業庁管理規程第5号**

**企業庁宿舍管理規程の一部を改正する管理規程**

企業庁宿舎管理規程（昭和41年兵庫県企業局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「に掲げる宿舎の区分に従い、同表」を削る。

第3条を次のように改める。

（宿舎の名称）

第3条 宿舎の名称及び位置は、別表に掲げるとおりとする。

第5条を次のように改める。

（入居資格）

第5条 宿舎に入居することができる者は、公営企業の施設の運転又は管理その他これらに類似する業務に従事する職員でその勤務する事務所若しくは施設の構内又はこれらに近接する場所に居住する必要があると管理者が認めるものとする。

別表を次のように改める。

別表（第2条、第3条関係）

名 称	所 在 地	宿 舎 管 理 者
川西公舎	川西市鶯が丘	猪名川広域水道事務所長
妻鹿公舎	姫路市飾磨区妻鹿	姫路利水事務所長
三田公舎	三田市武庫が丘	北摂広域水道事務所長

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

公 安 委 員 会 規 則

交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年8月2日

兵庫県公安委員会

委員長 辰 馬 章 夫

兵庫県公安委員会規則第11号

交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則

交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則（昭和39年兵庫県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1兵庫県葺合警察署の部熊内交番の項及び割塚交番の項を次のように改める。

熊内交番	中央区熊内町4丁目	中央区のうち 生田町1丁目の一部（市道長田楠日尾線以北） 加納町1丁目の一部（西日本鉄道新神戸駅施設及び西日本鉄道専用敷地並びに市道生田川箕谷線） 神若通3丁目から7丁目まで 国香通3丁目から7丁目まで 熊内町2丁目から4丁目まで 熊内町6丁目から9丁目まで 熊内橋通3丁目から7丁目まで 旗塚通3丁目から7丁目まで 葺合町（滑谷、奥滑谷、蟬山、熊山、神仙寺山、キイキ谷、ヒジリ谷及び西谷を除く。） 若菜通4丁目（市道若菜神戸駅線以南を除く。） 若菜通5丁目（市道若菜神戸駅線以南を除く。） 若菜通6丁目（市道若菜神戸駅線以南を除く。）
割塚交番	中央区筒井町3丁目	中央区のうち 東雲通1丁目から6丁目まで 筒井町1丁目から3丁目まで 日暮通1丁目から6丁目まで 八雲通1丁目から6丁目まで 若菜通1丁目から3丁目まで 若菜通4丁目の一部（市道若菜神戸駅線以南） 若菜通5丁目の一部（市道若菜神戸駅線以南） 若菜通6丁目の一部（市道若菜神戸駅線以南） 割塚通5丁目（市道山手幹線中央線以北を除く。） 割塚通6丁目

	(市道山手幹線中央線以北を除く。) 割塚通 7 丁目 (市道山手幹線中央線以北を除く。)
--	--

別表第 1 兵庫県葺合警察署の部中

HAT神戸 交番	中央区脇浜 海岸通 3 丁 目	中央区のうち 脇浜海岸通 脇浜海岸通 1 丁目から 4 丁目まで 脇浜町 2 丁目 (一般国道 2 号中央線以北を除く。) 脇浜町 3 丁目の一部 (1 街区から 3 街区まで)
吾妻交番	中央区吾妻 通 5 丁目	中央区のうち 旭通 1 丁目から 4 丁目まで 吾妻通 3 丁目から 6 丁目まで 雲井通 1 丁目 から 4 丁目まで 琴ノ緒町 1 丁目の一部 (市道若菜神戸駅線以南) 琴ノ 緒町 2 丁目の一部 (市道若菜神戸駅線以南) 東雲通 3 丁目から 6 丁目ま で 二宮町 1 丁目の一部 (市道若菜神戸駅線以南) 日暮通 3 丁目から 6 丁目まで 八雲通 3 丁目から 6 丁目まで 若菜通 3 丁目 若菜通 4 丁目の 一部 (市道若菜神戸駅線以南) 若菜通 5 丁目の一部 (市道若菜神戸駅線 以南) 若菜通 6 丁目の一部 (市道若菜神戸駅線以南)
二宮交番	中央区二宮 町 3 丁目	中央区のうち 生田町 3、4 丁目 神若通 3 丁目から 7 丁目まで 国香通 3 丁目から 7 丁 目まで 琴ノ緒町 1 丁目 (市道若菜神戸駅線以南を除く。) 琴ノ緒町 2 丁 目 (市道若菜神戸駅線以南を除く。) 琴ノ緒町 3 丁目 (市道若菜神戸駅線 以南を除く。) 琴ノ緒町 4 丁目 (市道若菜神戸駅線以南を除く。) 琴ノ 緒町 5 丁目 (市道若菜神戸駅線以南を除く。) 二宮町 1 丁目 (市道若菜神 戸駅線以南を除く。) 二宮町 2 丁目から 4 丁目まで 布引町 2 丁目 (市道 神若線中央線以北を除く。) 布引町 3 丁目 布引町 4 丁目 (市道若菜神戸 駅線以南を除く。) 若菜通 4 丁目 (市道若菜神戸駅線以南を除く。) 若 菜通 5 丁目 (市道若菜神戸駅線以南を除く。) 若菜通 6 丁目 (市道若菜神 戸駅線以南を除く。)

を  
「

HAT神戸 交番	中央区脇浜 海岸通 3 丁 目	中央区のうち 脇浜海岸通 脇浜海岸通 1 丁目から 4 丁目まで
春日野交番	中央区脇浜 町 3 丁目	中央区のうち 吾妻通 1、2 丁目 北本町通 1、2 丁目 南本町通 1、2 丁目 脇浜町 1 丁目から 3 丁目まで 割塚通 1 丁目 (市道山手幹線中央線以北を除く。) 割塚通 2 丁目 (市道山手幹線中央線以北を除く。) 割塚通 3 丁目 (市道山 手幹線中央線以北を除く。) 割塚通 4 丁目 (市道山手幹線中央線以北を除 く。)
二宮交番	中央区二宮 町 3 丁目	中央区のうち 生田町 1 丁目の一部 (市道長田楠日尾線以北を除く。) 生田町 2 丁目から 4 丁目まで 琴ノ緒町 1 丁目 (市道若菜神戸駅線以南を除く。) 琴ノ緒町 2 丁目 (市道若菜神戸駅線以南を除く。) 琴ノ緒町 3 丁目 (市道若菜神戸 駅線以南を除く。) 琴ノ緒町 4 丁目 (市道若菜神戸駅線以南を除く。) 琴 ノ緒町 5 丁目 (市道若菜神戸駅線以南を除く。) 二宮町 1 丁目 (市道若菜 神戸駅線以南を除く。) 二宮町 2 丁目から 4 丁目まで 布引町 1 丁目から

		3丁目まで 布引町4丁目（市道若菜神戸駅線以南を除く。）	
--	--	------------------------------	--

」  
に改め、同部三宮センター交番の項所管区域の欄中「旭通5丁目」を「旭通1丁目から5丁目までに改め、「御幸通5丁目から8丁目まで」の右に「琴ノ緒町1丁目の一部（市道若菜神戸駅線以南） 琴ノ緒町2丁目の一部（市道若菜神戸駅線以南）」を、「を除く。）」の右に「二宮町1丁目の一部（市道若菜神戸駅線以南）」を加え、同部小野柄交番の項所管区域の欄を次のように改める。

中央区のうち

吾妻通3丁目から6丁目まで 磯上通1丁目（市道梅香浜辺脇浜線を除く。） 磯上通2丁目から4丁目まで 小野柄通1丁目から4丁目まで 北本町通3丁目から6丁目まで 雲井通1丁目から4丁目まで 御幸通1丁目から4丁目まで 浜辺通1丁目（市道梅香浜辺脇浜線を除く。） 浜辺通2丁目（市道梅香浜辺脇浜線を除く。） 真砂通1、2丁目 南本町通3丁目から6丁目まで

附 則

この規則は、平成28年8月29日から施行する。